

D 4 - 2 9

5 年 保 存 (常)

(令和12年12月31日まで)

F N . D 4 - 7 - 0

鹿 免 管 第 2 2 7 号

令 和 7 年 3 月 1 8 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担当	高齢運転者管理係	TEL	[REDACTED]
----	----------	-----	------------

認知機能検査実施要領の改正について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査については、「認知機能検査実施要領の制定について（通達）」（令和4年5月11日付け鹿免管第544号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部の施行及び警察共通基盤システムによる運転者管理業務の運用開始に伴い、別添のとおり「認知機能検査実施要領」を改正したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年3月24日から施行し、旧通達は令和7年3月23日限り廃止する。

別添

認知機能検査実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び認知機能検査の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第17号。以下「規則」という。）に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 委託検査

公安委員会が法第108条第1項の規定により検査の委託をした場合において、委託を受けた者（以下「受託者」という。）が行う検査をいう。

2 直接検査

公安委員会が直接行う検査をいう。

3 更新時等検査

法第97条の2第1項第3号若しくは第5号又は第101条の4第2項に規定する検査をいう。

4 臨時検査

法第101条の7第1項に規定する検査をいう。

5 その他の検査

3及び4以外の再検査や任意の検査をいう。

第3 検査実施に当たっての心構え

検査を実施する者（以下「検査員」という。）は、次の基本的事項を理解し、検査を適正かつ円滑に実施しなければならない。

1 検査の性質

検査は、受検者の認知機能の状況を確認する簡易な手法の一つであり、受検者の認知症の診断を行うものではない。認知症の診断は、あくまでも専門の医師により行われるものであり、検査の実施に当たっては、検査の性質について確実に説明を行い、受検者の誤解を招かないよう留意しなければならない。

2 各検査項目における検査の機能

(1) 手掛けかり再生

16の記憶項目を再生することによる記憶力についての検査である。

(2) 時間の見当識

現在の自己及び自分が置かれている状況についての認識を見当識といい、

時間の見当識は、受検者が自ら置かれている時を正しく認識しているかについての検査である。

3 高齢者の特性や心情に配慮した検査の実施

検査は75歳以上の高齢者を対象に実施されるものであることから、高齢者の特性や心情に配慮して実施しなければならない。

4 検査結果の取扱い

検査の結果は、簡易なものであるとはいっても、受検者の認知機能の状況を示すものであり、受検者の個人の秘密に関する情報であることから、その取扱いには十分に注意しなければならない。

第4 検査の実施要領

1 検査員の要件

(1) 委託により検査を実施する場合

21歳以上の者であって、検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会が行う講習を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会が行う審査に合格した者

ア 審査の方法

審査は、次のいずれかに該当する者であることを証する書類等を認知機能検査員審査申請書（別記第1号様式）に添えて、その経歴を確認して行うこと。審査に合格した者には、認知機能検査員資格者証（別記第2号様式）を交付し、これを事後に確認できるようにすること。

(ア) 認知症の専門医

(イ) 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等（以下「研修等」という。）を終了した者

(ウ) 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了した者

(2) 公安委員会により直接検査を実施する場合

21歳以上の者であって、警察庁又は都道府県警察が実施する研修等を終了した者

2 補助者

検査員の事務を補助するため、補助者を置くことができる。補助者は、検査員の指導監督の下、各種事務の補助を行う。

なお、補助者が事務の補助を行う場合には次の点に留意しなければならない。

(1) 検査の実施要領等を厳守すること。

(2) 各種事務の補助は検査員の指示により行うこと。

(3) 受検者からの質問に対しての回答は行わないこと（検査員の要件を満たしている者を除く。）。

(4) 補助に当たっては、検査結果に影響を及ぼさないようにすること。

3 検査に必要な用具等

検査は、検査用紙による検査（以下「ペーパー検査」という。）又は検査に必要なソフトウェアが搭載されたタブレットによる検査（以下「タブレット検査」という。）のいずれかにより行うことができる。

(1) ペーパー検査

ア 検査用紙

検査用紙は、氏名等を記載する表紙、問題用紙及び回答用紙とし、別添1に示すものを使用する。

検査用紙の大きさはA4版以上とし、次の問題用紙や解答用紙の内容が容易に見えないように片面印刷を原則とする。

なお、問題用紙は、スクリーンに投影する等の方法によることとしても差し支えない。

イ イラスト及び関係資機材

手掛けり再生で使用するイラストは、別添2のイラストを用い、全ての受検者に見えるように、大きなボードを用いたり、スクリーンに投影したりして示すこととし、このための関係資機材を準備する。

なお、検査の結果に影響を及ぼさないよう、イラストには着色等を行わないこと。

ウ ストップウォッチ

各検査項目で時間を計測するために使用する。

エ 筆記用具

検査用紙に回答を記入するために使用する鉛筆等を準備する。

なお、回答の際に記載を誤った場合は、二本線を引き、書き直させることとするため、消しゴムは準備しない。

(2) タブレット検査

ア タブレット本体

あらかじめ受検者情報等がタブレットに反映されているかどうかについて確認すること。

イ 筆記に必要な電子ペン

ウ ヘッドフォン

4 検査実施時の基本的留意事項

(1) ペーパー検査及びタブレット検査共通の留意事項

ア 検査を実施する場所は、教室など外部から遮断された場所とする。

イ 受検者のプライバシーの保護及び検査の適正を図るため、間隔を設けて配席をしたり、受検者の間に衝立を置くなどする。

ウ 検査を実施する場所にあるカレンダーや壁時計等は、あらかじめ外すか覆いを掛けるなどする。

エ 受検者の腕時計や携帯電話、メモ類等の所持品は、あらかじめカバンなどに入れてもらう。

オ 他の受験者と一緒に検査を行うことから、検査中には受検者が声を出さないように注意する。

カ 検査の実施前に、受検者にトイレ等の申出があるかどうかを確認し、できる限り、検査の実施中に受検者がトイレ等に行くことがないようにする。

キ 次に掲げる者については、個別又は事後に検査を行う。

- (ア) 検査員の説明を聞き取ることができないと認められる者
- (イ) 検査員の説明を理解することができないと認められる者
- (ウ) 注意力が散漫で検査に耐えられないと認められる者
- (エ) 不正行為を行っていると認められる者
- (オ) その他、個別又は事後に検査を行わなければ、検査の進行に支障があると認められる者

ク 検査中において手が震えるなどして文字が書けない状態にあると認められる者については、受検者の回答を聴取して、検査員又は補助者が代筆するなどの措置をとることができる。

ケ 検査中、受検者が不正行為を行っていないかどうかについて確認を行う。

(2) ペーパー検査における留意事項

ア 1回当たりの受検者数は、適正な検査が実施できるよう10人以下とする。

なお、補助者を置く場合は20人以下とすることができるが、その場合には、次の点に配意しなければならない。

- (ア) 手掛けり再生のイラストは、全員が確認できるよう補助者も掲示するなどの措置をとる。
- (イ) 検査を実施する場所は、補助者が余裕を持って移動できるような広さを確保する。

イ 検査前及び検査中は、受検者が緊張することのないよう言動に留意する。

また、説明等は、ゆっくりと大きな声で丁寧な言葉遣いにより、受検者が理解しやすいように配慮する。

ウ 検査は、5「検査の進行要領」により行うこととし、キの場合を除き、検査の順番を入れ替えてはならない。

また、記載されている説明を省略したり、記載されていない説明を行ったりするなど進行要領を取捨選択等して説明することなく、進行要領に従った説明等を厳守すること。

エ 各検査項目の進行に応じ、指示したページを受検者が開いているか、指示した項目について受検者が記入しているかをその都度確認しながら、検査を進める。

オ 各検査項目を行う前に、受検者に質問がないかを確認し、回答方法等について不明な受検者がいるまま検査を進めない。

カ 検査は、受検者を焦らせることがないよう円滑に進めること。

なお、各検査項目の回答時間は、正確に時間を測定すること。

キ 検査中に受検者からトイレ等の申出があった場合には、受検者が申出を行った者一人であるときには検査を中断し、トイレ等を済ませた後に中断した検査項目の冒頭から再度行う。受検者が複数のときは、申出を行った者以外の者については検査を継続し、申出を行った者は戻った時点で行っている検査項目の次の検査項目から行い、全ての検査が終了した後に、当該者が受けることができなかつた検査項目を行う。

(3) タブレット検査における留意事項

ア 1回当たりの受検者数の制限は設けない。ただし、検査会場の規模に応じて受検者の案内や質疑対応等が可能な範囲で実施し、必要に応じて補助者を配置すること。実施方法については、一斉又は個別を問わない。

イ 検査員は、各受検者の進行状況等について、随時確認を行うこと。

ウ 検査中に受検者からトイレ等の申出があった場合には、検査を中断し、戻った時点で中断したところから再度始める。

なお、離席中は検査時間が進行しないようタブレットを操作すること。

5 検査の進行要領

ペーパー検査の具体的な進行要領は、別添3の「認知機能検査進行要領」によるものとする。

また、タブレット検査については、タブレットからの音声ガイドにより、同要領に準拠して実施するものとする。

この際、手掛けり再生については、別添2の4つのパターン（パターンA、パターンB、パターンC又はパターンD）のうち、任意に選んだ1パターンを使用（タブレット検査の場合は任意に選択して設定）する。

第5 検査の採点

1 採点用紙

ペーパー検査の採点に当たっては、手掛けり再生において使用する各イラスト（パターンA、パターンB、パターンC又はパターンD）に対応する採点補助用紙（別添4）を用いる。

タブレット検査の採点は、ソフトウェアにより自動で行うことを可能とする。

2 採点基準

採点基準は、別添5のとおりとする。

3 総合点の算出と結果の判定

(1) 総合点の算出

総合点は、手掛けり再生及び時間の見当識の2つの検査の点を、次の計算式に代入して算出する。

算出した総合点は、小数点以下を切り捨て、整数で表記するものとする。

（計算式）

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

A 手がかり再生の点

B 時間の見当識の点

(2) 総合点と結果の判定

総合点によって、認知症のおそれがある者又は認知症のおそれがない者に判定する。

ア 認知症のおそれがある者

　総合点が36点未満

イ 認知症のおそれがない者

　総合点が36点以上

(3) 採点の合理化

手掛けり再生の点が32点満点中15点以上となる受検者は、総合点で36点以上となることが計算上明らかである。このような場合は、総合点の算出をすることなく、「総合点が36点以上」と採点することとしても差し支えない。

4 採点と判定の点検

採点と判定については、必ず複数人による点検を行い、採点及びその点検をした者は採点補助用紙（別添4）の欄に氏名を記入する。

なお、タブレット検査において、自動採点機能により総合点が36点に達した者については、検査員による採点結果の点検は要しないこととするが、総合点が36点に達しない者については、文字認識結果に誤りがないことを複数人により確認した上で判定を行うこと。

第6 検査の通知、申込み等

1 検査の通知

(1) 更新時等検査の通知

通知書は、運転免許証又は免許情報記録の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対し、その者の更新期間が満了する日の190日前を目途に、普通郵便により送付すること。

(2) 臨時検査の通知

75歳以上の者（免許を現に受けている者に限る。）で施行令第37条の6の3に規定する特定違反を行った者に対し、臨時認知機能検査通知書（施行規則別記様式第18の6）により、配達証明郵便で行うものとする。

2 検査の申込み

検査の申込みは、認知機能検査受検申込書（規則別記第1号様式）に、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）で定められた検査手数料（鹿児島県収入証紙）を添えて、検査当日に行うものとする。

3 受検者の確認

検査の実施に際しては、検査に関する通知書及び運転免許証又は運転免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）により、受検者であることを確認すること。

なお、特定失効者等が免許証等を紛失したなどの理由により、免許証等によって受検者であることを確認することができない場合には、その他の本人確認書類により受検者であることを確認すること。

第7 検査結果の通知要領

1 検査結果を通知する書面の交付

検査を受検した者に対しては、認知機能検査結果通知書（規則別記第2号様式）を交付すること。

なお、検査結果は、受検者の重要な個人情報であることに十分留意し、通知に当たっては、検査結果を他の受験者に知られることのないよう、封書に入れるなどして伝達すること。

2 受検者への説明

検査結果を通知した後、「認知機能検査進行要領」（別添3）に従い、受検者に説明を行うこと。

3 検査結果について、受検者から苦情や不服の申出があった場合の対応

検査結果について、受検者から苦情や不服の申出があった場合は、検査終了後に個別に説明を行う。この場合、必要に応じて、検査用紙及び採点補助用紙を示し、採点方法や採点結果について説明を行うこと。

第8 検査用紙等の送付

受託者が実施した検査については、検査終了後、認知機能検査受検申込書、検査用紙（問題用紙を除く。）及び採点補助用紙を免許管理課長に送付させること。

また、タブレットを活用して検査を行う場合は、検査用紙及び採点補助用紙に相当する電磁的記録の保存をもって代えることができるものとする。

第9 タブレットを用いた認知機能検査における機器等の仕様

1 仕様

(1) システム構成

ア 受検者用タブレット端末

検査の受検者が仕様する端末

イ 検査員が使用する検査員用端末

検査の検査員が使用する端末（タブレット、パソコンを問わない。）

ウ その他

ア及びイの接続に必要と認められる機器

(2) ハードウェア仕様

ア 受検者用タブレット端末

(ア) (3)アに示すソフトウェアが正常に稼働する性能を有すること。

(イ) ディスプレイは、おおむね10.2インチ以上とすること。

(ウ) 電子ペンにより筆記ができること。

(エ) 紙への筆記と同様に、ディスプレイ上に手の小指側の側面や他方の手指が触れるなどする場合でも、ペン先での筆記が可能であること。

(オ) バッテリ稼働時間は、4時間以上であること。

イ 検査員用端末

(ア) (3)イに示すソフトウェアが正常に稼働する性能を有すること。

(イ) 端末の種類、台数は問わない。

なお、(3)イに示す機能は複数の端末で実現させてもよいが、タブレット型とする場合には、受検者用タブレット端末と同等以上の性能とすること。

(3) ソフトウェア仕様

ア 受検者用タブレット端末

(ア) 認知機能検査機能

- a 実施要領通達の進行要領に従って、音声ガイドと共に順次検査用紙をタブレットに表示させ、同画面上において直接、電子ペンにより回答ができること。
- b 検査中は、文字認識機能により、リアルタイムに採点を行うことができる。

また、採点に当たっては、不正解を正解と誤判定することができないこと。

c OSの種類は問わない。

(イ) 付加機能

- a 検査開始前に、電子ペンによる試し書き及びボリューム調整ができる。
- b ボリューム調整は、検査中のどの画面においても調整が可能である。
- c 音声ガイドは、説明を聞き直すことが可能であること。
- d 設定された基準点に達することが明らかとなった時点で検査を終了し、終了の音声ガイドを行うこと。
- e 検査終了まで基準点に達しなかった受検者については、終了後の音声ガイドを変更すること。
- f 受検者の回答内容及び正誤判定結果を検査員用端末に送信すること。

イ 検査員用端末

- (ア) 受検者情報（氏名、生年月日、運転免許証番号、免許情報記録番号等）の登録、受検者用タブレット端末の指定及び手掛けり再生の検査パターン（AからDまで）の設定ができること。
- (イ) 検査中は、受検者それぞれの進行状況が隨時、確認できること。
- (ウ) 検査中は、検査の一時中断、再開、中止等の遠隔操作ができる。
- (エ) 誤操作、機器の不具合等に備え、任意の検査項目から再開するよう設定できること。
- (オ) 受検者用タブレット端末から送信された回答内容及び自動採点による正誤判定内容の表示ができること。
- (カ) 基準点に達することなく検査を終了した受検者については、回答内容と文字認識内容、正誤判定内容を表示させ、検査員が手動で採点の修正を行うことができること。
- (キ) 検査終了後、認知機能検査結果通知書等の印刷ができること。

- (イ) 受検者の回答内容及び採点結果は、受検者ごとにP D F形式等により保存がされること。
- (カ) 検査結果のうち、各都道府県警察が指定する項目をC S V形式等によりデータ出力ができること。
- (コ) O Sの種類は問わない。

(4) セキュリティ対策

ハードウェア、ソフトウェア及びシステム構成に応じたセキュリティ対策を講ずること。

第10 保存期間

認知機能検査受検申込書（規則別記第1号様式）の保存期間は3年、認知機能検査結果報告書（規則別記第3号様式）、別添1検査用紙問題用紙は除く。）及び別添4採点補助用紙（これらに対応する電磁的記録を含む。）の保存期間は5年とする。

認知機能検査員審査申請書

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日

認知機能検査員の審査を申請します。

添付書類	<input type="checkbox"/> 認知症の専門医であることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 警察庁又は都道府県公安委員会が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等を終了したことを証する書類 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了したことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了したことを証明する書類
------	--

※ 該当する添付書類の□にレ印を付けること。

第 号

認知機能検査員資格者証

住 所

氏 名

年 月 日 生

あなたは認知機能検査員の審査に合格した
ことを証明します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

にんちきのうけんさけんさようし
認知機能検査検査用紙

なまえ 名前				
せいねんがつび 生年月日	たいしゃう 大正 しおわ 昭和	ねん 年	がつ 月	にち 日

しょちゅうい
諸注意

- 1 指示があるまで、用紙はめくらないでください。
- 2 答を書いているときは、声を出さないでください。
- 3 質問があったら、手を挙げてください。

もん　だい　よう　し
問　題　用　紙　1

これから、たくさん数字が書かれ
た表が出ますので、私が指示をした
数字に斜線を引いてもらいます。
例えば、「1と4」に斜線を引い
てくださいと言ったときは、



4	3	1	4	6	2	4	7	3	9
8	6	3	1	8	9	5	6	4	3

と例示のように順番に、見つけただ
け斜線を引いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

か い と う よ う し
回 答 用 紙 1



9	3	2	7	5	4	2	4	1	3
3	4	5	2	1	2	7	2	4	6
6	5	2	7	9	6	1	3	4	2
4	6	1	4	3	8	2	6	9	3
2	5	4	5	1	3	7	9	6	8
2	6	5	9	6	8	4	7	1	3
4	1	8	2	4	6	7	1	3	9
9	4	1	6	2	3	2	7	9	5
1	3	7	8	5	6	2	9	8	4
2	5	6	9	1	3	7	4	5	8

※ 指示があるまでめくらないでください。

もん　だい　よう　し
問　題　用　紙　2

すこまえ　なんまい　え　み
少し前に、何枚かの絵をお見せ
しました。

なにか　おもだ
何が描かれていたのかを思い出
して、できるだけ全部書いてくだ
さい。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し
回 答 用 紙 2

1 .

2 .

3 .

4 .

5 .

6 .

7 .

8 .

9 .

10.

11.

12.

13.

14.

15.

16.

※ 指示があるまでめくらないでください。

もん　　だい　　よう　　し
問　題　用　紙　3

今度は、回答用紙にヒントが
書いてあります。

それを手がかりに、もう一度、
何が描かれていたのかを思い出し
て、できるだけ全部書いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し
回 答 用 紙 3

1. 戦いの武器

2. 楽器

3. 体の一部

4. 電気製品

5. 昆虫

6. 動物

7. 野菜

8. 台所用品

9. 文房具

10. 乗り物

11. 果物

12. 衣類

13. 鳥

14. 花

15. 大工道具

16. 家具

※ 指示があるまでめくらないでください。

もん　　だい　　よう　　し
問　題　用　紙　4

この検査には、5つの質問があります。

左側に質問が書いてありますので、それぞれの質問に対する答を右側の回答欄に記入してください。

答が分からぬ場合には、自信がなくとも良いので思ったとおりに記入してください。空欄となぬようにしてください。

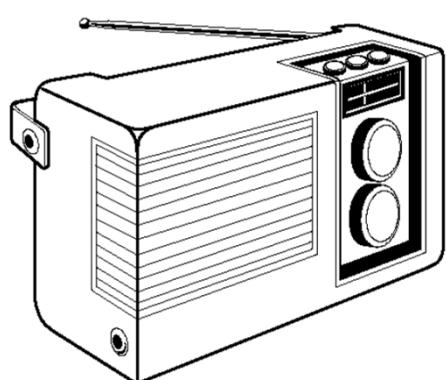
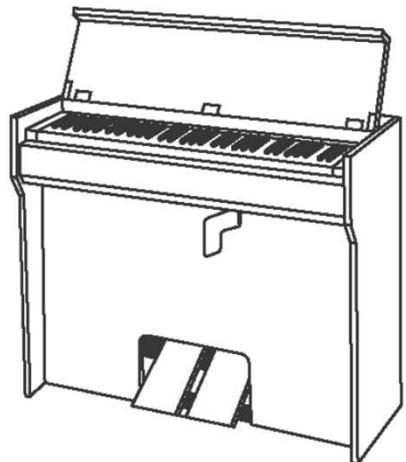
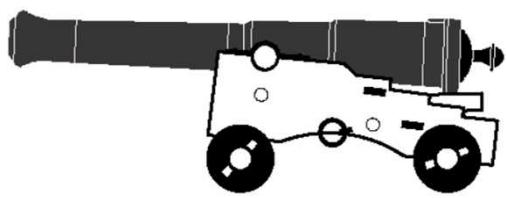
※ 指示があるまでめくらないでください。

か い と う よ う し
回 答 用 紙 4

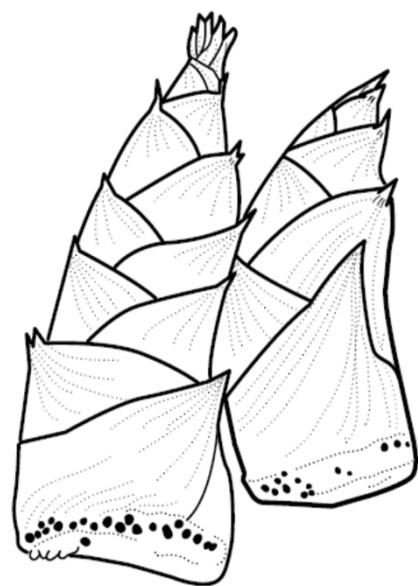
い か し つ も ん こ た
以下の質問にお答えください。

し つ も ん 質 問	か い と う 回 答
こ と し な ん ね ん 今年は何年ですか？	ね ん 年
こ ん げ つ な ん が つ 今月は何月ですか？	が つ 月
き ょ ら な ん に ち 今日は何日ですか？	に ち 日
き ょ ら な ん よ ら び 今日は何曜日ですか？	よ ら び 曜 日
い ま な ん じ な ん ぶ ん 今は何時何分ですか？	じ 時 分

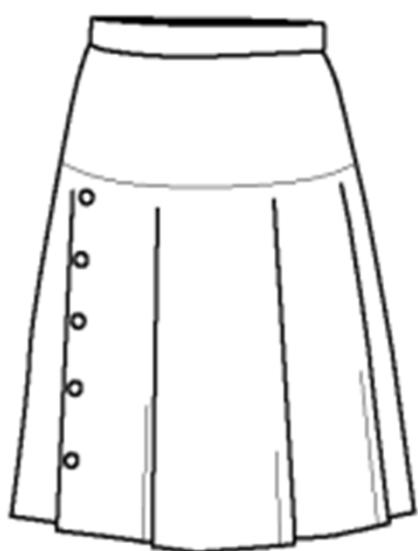
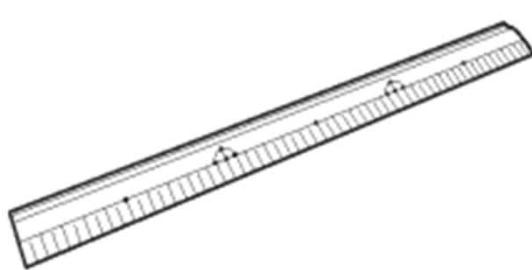
パターンA



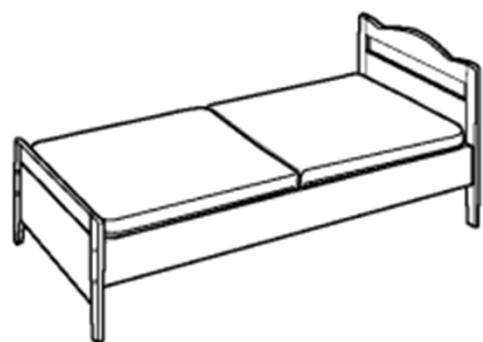
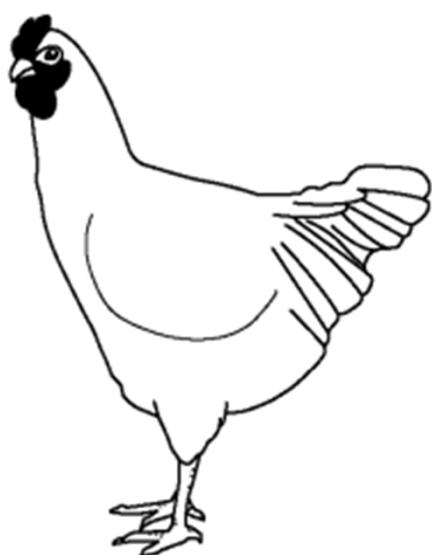
パターンA



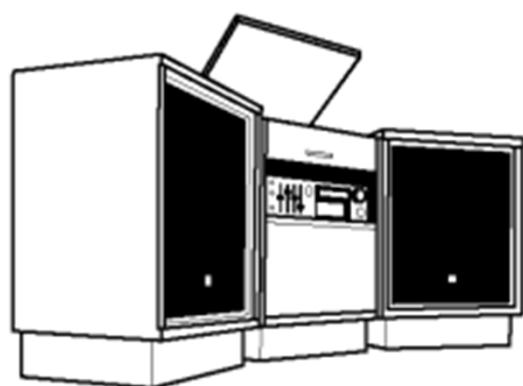
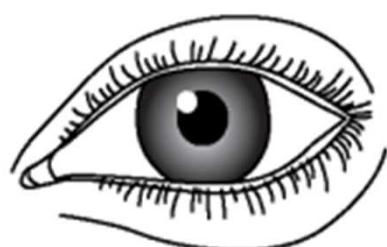
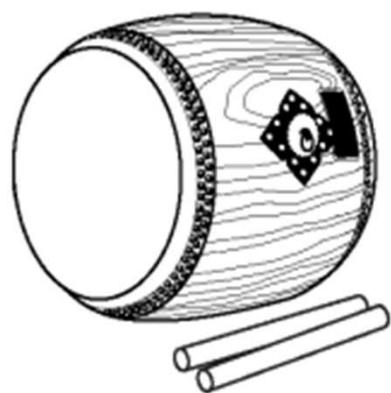
パターンA



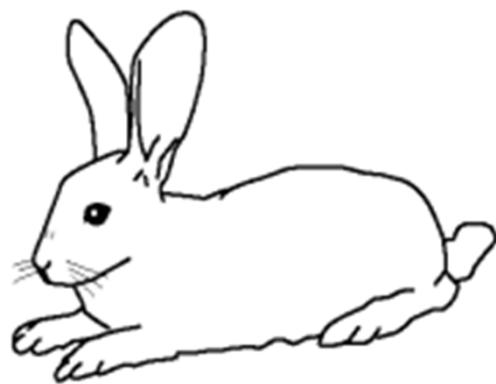
パターンA



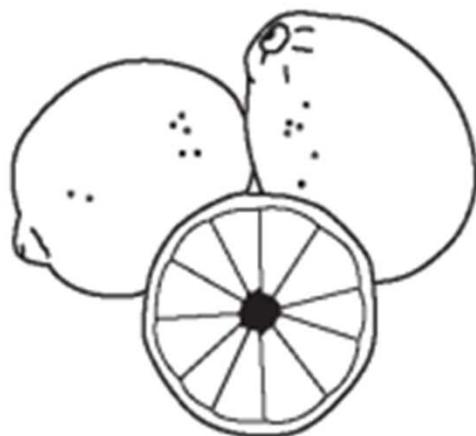
パターンB



パターンB



パターンB



パターンB

